

## 第 6 回

# 訓子府町農業委員会議案

日 時 令和4年6月30日(木) 午後3時

場 所 訓子府町役場2階会議室1

訓子府町農業委員会

## 議 件

議案第 1 号 土地の現況証明について

議案第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見の聴取について

議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

## 協 議（報告含む）

1. 7 月総会（案）  
7 月 29 日（金）

2. その他

議案第1号

土地の現況証明について  
 土地の現況証明の申請があったので可否について審議を求める。

令和4年6月30日提出  
 訓子府町農業委員会会長 細川 孝 雄

番号	土地の表示				面積 (㎡)	利用状況	所有者		目的	説明
	所在	地番	地目 公簿	現況			住所	氏名		
1	日出	〇〇-17	畑	農地(採草放牧地以外)	76	宅地	日出	〇〇〇〇	地目変更のため	
	計				76					

議案第2号

農地法第18条第6項の規定による通知について  
 下記のとおり農地法第18条第6項の規定による通知があったので、審議のうえ適否の決定を求める。

令和4年6月30日提出  
 訓子府町農業委員会会長 細川孝雄

番号	土地の表示等					引渡の日	通知者	解約後の処理等
	所在	地番	地目 公簿	目 現況	面積 (㎡)			
1	高園	〇〇-1	畑	畑	2,195	R4.6.9	(貸貸人) 〇〇〇〇 (賃借人) 高園 〇〇〇〇	賃貸借
	高園	〇〇-1	畑	畑	42,500			
2					44,695	R4.6.9	(貸貸人) 〇〇〇〇 (賃借人) 高園 〇〇〇〇	賃貸借
	高園	〇〇-2	畑	畑	23,124			
	高園	〇〇-4	畑	畑	4,808			
	高園	〇〇-1	畑	畑	2,759			
	高園	〇〇-6	畑	畑	578			
	高園	〇〇-3	畑	畑	4,056			
	高園	〇〇-4	畑	畑	1,832			
高園	〇〇-6	畑	畑	10,470				
					47,627			

議案第3号

農地法第3条の規定による許可申請について  
 農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので可否について審議を求める。

令和4年6月30日提出  
 訓子府町農業委員会会長 細川 孝雄

番号	申請地				譲渡(貸)人		譲受(借)人		理由	始期及び終期 移転時期及び 支払期限	賃貸料 対価 (円/10a)	備考			
	面積 (㎡)	所在	土地の表示		住所名	経営地 (㎡)	労働力 (人)	経営の状況 経営地 (㎡)							
			公簿	現況									面積(㎡)		
1	169,818	福野 福野 福野 福野 福野 福野 福野 福野	〇〇-2 〇〇-3 〇〇-4 〇〇-1 〇〇-2 〇〇 〇〇-2 〇〇-2	畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑	畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑 畑	79,347 26,632 9,537 3,026 3,561 42,802 4,261 652	福野 〇〇〇〇 〇〇〇〇	293,188 (借入地 0)	高園 〇〇〇〇 〇〇〇〇	4	680,267 .32 (借入地 328,639)	賃貸借	R4.6.30 ～ R8.10.31	563,500 (@3,500)	

議案第4号

農地法第5条の規定による許可申請に係る意見の聴取について

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請があり、転用面積が30aを超えるなどから、農地法第5条第3項の規定により一般社団法人北海道農業会議に意見の聴取を求めるとして審議を求めらる。

訓子府町農業委員会会長 細川孝雄  
令和4年6月30日提出

番号	申請地			農地の区分	譲渡人(貸主)		譲受人(借主)		建設予定年月日	土地利用計画	付近に及ぼす被害の状況			備考	
	所在	地番	地目 公簿		面積 ㎡	住氏名	経営地 (㎡)	住氏名			職業	無	有		有の場合 防除方法
1	駒里	〇〇-1	牧場	畑	50.115内 17.521	農用地	駒里 〇〇〇〇	0 (借入地 0)	東幸町 〇〇〇〇	火山灰 採取販 売	許可日 ～ R6.11.30	農業振興地域内	○		
	計					17.521									
2	実郷	〇〇-1	畑	畑	29.523内 11.816	農用地	実郷 〇〇〇〇	0 (借入地 0)	実郷 〇〇〇〇	農業	許可日 ～ R5.4.30	農業振興地域内	○		
	計					11.816									

議案第5号

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、訓子府町より決定の求められた下記の農用地利用集積計画について審議を求める。

令和4年6月30日提出

訓子府町農業委員会会長 細川 孝雄

番号	議受(借)人 住所・氏名	議渡(貸)人 住所・氏名	土地の表示		地目		面積 (㎡)	始期 告示日	終期・期間 支払期限	金額 (賃借料) (価格)	備考
			字	地番	公簿	現況					
1	穂波 〇〇〇〇	穂波 〇〇〇〇	東町	〇〇	畑	畑	9,921	R4.6.30	支払期限 R4.10.31	円 3,273,000	千円/10a @330
				計			9,921				
2	高園 〇〇〇〇	札幌市 北海道農業公社	高園	〇〇-1	畑	畑	2,195	R4.6.30	終期 R7.10.24	330,900	16,545千円 ×2%
			高園	〇〇-1	畑	畑	42,500				
				計			44,695				
3			高園	〇〇-2	畑	畑	23,124	R4.6.30	R8.12.20	318,660	15,933千円 ×2%
			高園	〇〇-4	畑	畑	4,808				
			高園	〇〇-1	畑	畑	2,759				
			高園	〇〇-6	畑	畑	578				
			高園	〇〇-3	畑	畑	4,056				
			高園	〇〇-4	畑	畑	1,832				
				計			10,470				
				計			47,627				